

物 品 等 供 給 契 約 書

- 1 契約件名.....
- 2 供給物品等 別表記載のとおり
- 3 納入場所.....
- 4 納入期限 契約締結の翌日から 年 月 日まで
- 5 契約金額.....
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額.....)
- 6 契約保証金.....
- 7 瑕疵担保期間 物品等受渡し完了の日から (月・ 年の間)

上記の物品等供給について、発注者と受注者は、次の条項によって契約を締結する。

第1条 受注者は、別冊の仕様書、図面その他の関係書類（以下「仕様書等」という。）を承諾のうえ、発注者の指示及び監督に従い発注者に対して上記物品等を供給しなければならない。

2 受注者は、発注者が前項により提示した仕様書等により明示しない事項であっても、物品等供給上不可欠な事項に係るものである場合は契約代金額を変更することなく当然履行しなければならない。

第2条 発注者は、受注者から履行等完了の届出があった日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項の検査において、発注者が必要と認めるときは納入物品等の一部を分解し又は分析することができる。この場合において、分解又は分析の結果生じた物品等のき損、減量等による損害は、すべて受注者の負担とする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めたときは物品等の製作中に職員を常時又は随時に派遣して検査等を行うことができる。

4 発注者が前2項の規定による検査の結果、仕様書等に定めた事項に適合しないと認めるときは、受注者は発注者の指定する期間内に当該物品等を取り替え、又は修理その他の補充等を行わなければならない。

第3条 物品等の所有権は、前条各項の規定による検査終了後受渡しのあったときに、受注者から発注者に移転するものとする。

2 発注者は、物品等の完納前においても既納の検査合格品については使用することができるものとする。ただし、この場合における物品等の所有権は受注者に属するものとする。

第4条 発注者は、検査の結果、納入物品等の一部にきず等がある場合において、使用上支障がないと認めるときは相当額を減額して採用することができる。この場合における減価相当額は発注者と受注者とが協議して定め契約代金額より控除する。

第5条 発注者は、検査終了後、受注者から適法な支払請求書の提出があった日から30日以内に契約代金額を支払わなければならない。

第6条 発注者は、受注者が納入期限内に納入を完了しないときは、契約金額から既納物品等に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収して、納入期限を延長することができる。この場合における遅延損害金は、契約代金額より控除する。

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは催告することなく契約を解除することができる。この場合において、契約保証金を納付している場合は当該契約保証金は発注者に帰属するものとし、解除により受注者に損害を与えても発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限内に納入を完了せず、又は納入の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の履行に際し、不正な行為があったとき、又は職員の指示監督に従わず若しくは職務を妨害したとき。

第8条 受注者は、瑕疵担保期間内における納入物品等に係る破損又は異常に対し発注者の

指定する期間内に自己費用をもって、これを補修し、又は取り替えなければならない。ただし、発注者において、その瑕疵が受注者の責めに帰することができないものと認めたときはこの限りでない。

第9条 この契約に定めるもののほか、受注者は筑慈苑施設組合財務規則(平成15年筑紫野・春日・夜須筑慈苑施設組合規則第1号)及び関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以上契約の履行を確保するため本契約書を2通(保証人がある場合は3通)作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
名称
氏名 印

受注者 住所
名称
氏名 印

契約者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行をなす責めを負う。

契約保証人 住所
名称
氏名 印

